

誓約書

年 月 日

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
生年月日

年 月 日生

印

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。)は、下関市上下水道局が発行する情報誌等の刊行物・印刷物に広告の掲載を希望するに当たり、掲載内容及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び下記の事項について誓約します。

また、事実と相違することが判明した場合、該当しない事態となった場合には速やかに届け出るとともに、広告掲載決定の取消し、広告掲載停止等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異議は一切申し立てません。

記

1 次の要件を全て満たしていること。

- (1) 原則として1年以上継続して広告の内容に関する事業を営んでいること。ただし、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るために、特に下関市上下水道事業管理者が必要と認める広告の広告掲載希望者についてはこの限りでない。
- (2) 市税の納税義務がある場合にあっては、市税を滞納していない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 営業に関し、法令上許可又は資格を必要とする場合にあっては、それらの許可等を有していること。
- (5) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (7) 代表役員等、一般役員等又は広告掲載希望者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)でないこと。
- (8) 代表役員等及び一般役員等又は使用人が、業務に関し暴力団又は暴力団員若しくは暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められないこと。
- (9) 代表役員等及び一般役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められないこと。
- (10) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。

2 下関市上下水道局から、当社の下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等への該当の有無の調査を目的とした役員名簿等の提出の求めがあったときは、これを速やかに提出し、当該役員名簿等及び本誓約書が下関市上下水道局から山口県警察本部に提供されることに同意します。